

平成29年3月7日
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターに
おける記録等の管理不備に係る対応について（指示）」
に対する結果報告の補正について

原子力規制委員会からの「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける記録等の管理不備に係る対応について（指示）」に基づき、平成29年1月30日に同委員会に提出した報告書について、平成28年度第4回保安検査における当該報告書の確認結果を踏まえて、記録等の管理不備が集中した環境管理課に関する原因の追記およびその対策の追加等の補正を行いました。

【補正内容】

(1) 環境管理課に記録管理不備が集中した原因

- 環境管理課の放射線管理などの業務は、専門性が高く専任で業務を行っていることや定型的な業務が主であるため、記録等の管理に関して改善の経験等が少なく品質マネジメントシステム（QMS）の改善や見直しの取組みが不足していた。また、所としても当該課の品質保証業務に関与する取組みが不足していた。
- 廃止措置計画認可時に放射線計測器に保守管理を適用した際、従来から保守管理を実施していた設備保全課のマニュアルの詳細な情報などが取り入れられず、当該課のマニュアルの改訂が適切に行われなかった。

(2) 原因に対する対策

- 当該課に対して、品質保証業務が改善し定着するまで、所幹部が安全品質管理課と連携し、当該課の品質保証活動の確認や助言、指導などを行う。
- 当該課に対して、安全品質管理課と安全品質推進室（敦賀事業本部）によりQMSの遵守状況、コンプライアンス意識の改善状況等を定期的に確認し、必要に応じて指導、再教育などを行う。

以上

（原子力規制委員会への提出資料）

[「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センターにおける記録等の管理不備に係る対応について（指示）（平成28年12月21日原規規発第1612212号）」に対する結果報告の補正について](#)